

非上場企業にかかる財務業績の検討 —IFRS for SMEs の改訂をもとに—

櫛部 幸子
大阪学院大学

要 旨

現在（2024年11月26日）、IFRS for SMEs の2回目の改訂作業が進んでおり、2025年に完成版が公表される予定である。

初版の IFRS for SMEs は 2009 年に公表されたが、この初版の策定においては、トップダウン・アプローチという方法が採用され、適用対象は、主に発展途上国・新興経済国の非上場企業であった。策定目的は、「財務諸表の国際間の比較可能性の向上」、「財務諸表の全体的な信頼性の向上」、「国内ベースの基準の維持に伴う相当のコストの削減」と「国際的な資金調達の際の信用供与」である。

その後、2015年に1回目の改訂版 IFRS for SMEs が公表され、主に「法人所得税」と「のれん」について改訂がなされた。

今回の2回目の改訂作業では、「alignment ; アラインメント」という言葉が登場し、IASB が「IFRS for SMEs と full IFRS とを整合させる」ことを直接的かつ明確に述べており、「アラインメント・アプローチ」のもと多数の項目において full IFRS との整合が試みられている。

そこで本稿では、まず、現在進行している IFRS for SMEs の2回目の改訂作業の状況や内容を説明し、IASB がどのような意向でアラインメントを推し進めようとしているのかを明らかにする。

次に、なぜこのようなアラインメントの動きがあるのかを4つの視点から検討し、IFRS for SMEs 自体に本質的な変化が生じていることを指摘する。

最後に、非上場企業の主な資金調達方法に着目し、非上場企業が金融機関への信用供与の際に求められる財務業績について検討し、経常的な利益・損失の重要性を指摘する。

I はじめに

現在（2024年11月26日）、International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities（中小企業向けIFRS。以下、IFRS for SMEs）の2回目の改訂作業が進んでおり、公開草案が公表され、コメントレーターの分析結果が International Accounting Standards Board（国際会計基準審議会。以下、IASB）より公表されている⁽¹⁾。また、改訂版完成へ向けた会議が2024年9月17日に行われ、具体的な改訂項目の確認が行われている（IASB [2024b], IASB® Update September 2024）。IASBは当初2024年9月末には2回目の改訂版を公表するとしていたが、新たに10月21日の会議にて、スタッフより2点の問題点が指摘され（IASB [2024d], IASB® Update October 2024）、現在はその検討を行っており、2025年第一四半期に完成版を公表するとしている（IASB [2024d], Current stage）。

初版のIFRS for SMEs策定の際には、トップダウン・アプローチと呼ばれる「大企業向けIFRS（以下、full IFRS）から簡素化と除外をしてIFRS for SMEsを策定する方法」が採用され、主な適用対象は、発展途上国・新興経済国の非上場企業であった。策定目的は、「財務諸表の国際間の比較可能性の確保」、「中小企業の財務諸表の全体的な信頼性の向上」、「国内ベースの基準の維持に伴う相当のコストの削減」や「国際的な（国境を越えた）資金調達の際の信用供与」である（IASB [2009b], 櫛部 [2016], pp.76-77）。

その後、2015年に1回目の改訂版IFRS for SMEsが公表され、現在、2回目の改訂作業が進んでいる。2回目の改訂作業の大きな特徴としては、「alignment・アラインメント」という

言葉が登場し、IASBが「IFRS for SMEsとfull IFRSを整合させる」ことを直接的かつ明確に述べていることである（IASB [2020a], Introduction, para3, 櫛部 [2024], pp.27-34）。

そこで本稿では、まず現在進行しているIFRS for SMEsの2回目の改訂作業の状況、改訂の内容を明らかにし、IASBがどのような意向でアラインメントを推し進めようとしているのかを説明する。

次に、なぜこのようなアラインメントを推し進める動きがあるのかを検討し、内容の変化、策定方法の変化、コメントレーターの構成の変化、適用国の適用対象企業の変化に着目し、ここからIFRS for SMEs自体に本質的な変化が生じていることを指摘する。

最後に、非上場企業と上場企業の大きな違いとして挙げられる資金調達方法に着目し、非上場企業が金融機関等への信用供与の際に求められる財務業績を検討する。

上場企業と非上場企業は、資金調達の方法が大きく異なることから、会計情報の利用目的が異なり、求められる会計情報や会計処理もそれぞれ異なると考えられる。しかし、IASBは、アラインメント・アプローチを採用し、非上場企業を対象としたIFRS for SMEsと上場企業を対象としたfull IFRSを整合しようと試みている現状がある。

はたして、このアラインメント・アプローチによって、IFRS for SMEsが利用者に有用な会計情報を提供できるのか、また非上場企業の資金調達に有用な情報を提供することができるのか疑問が生じるところである。そこで、IFRS for SMEsの中でアラインメント・アプローチの影響を受けていないのれんの償却に着目し、非上場企業の資金調達の際に求められる財務業績を明らかにする。

II IFRS for SMEs の 2 回目の改訂作業

1. IFRS for SMEs (初版) はどのような会計基準として策定されたのか

IFRS for SMEs (初版) は、2009年7月に公表され、トップダウン・アプローチという方法により策定された。このトップダウン・アプローチとは、いわゆる大企業向けの会計基準から簡素化と除外という方法を用いて中小企業向けの会計基準を策定するものである(河崎[2010], p.741)。

適用対象は、量的基準ではなく質的な基準により線引きがなされ、公的な説明責任を持つかどうか、上場しているかどうかで決定する。公開草案とフィールドテストの際のプレス・リリースにおいて、デイビット・トゥウィディー氏(当時のIASB議長)が明確に述べていたが、IFRS for SMEs (初版) は、新興経済国・発展途上国の非上場企業を主なターゲットとして策定されたものである(IASB [2007a], IASB [2007d], 榎部 [2016], p.14, 榎部 [2016], pp.16-17)。

策定目的として、「中小企業の財務諸表利用者のために国際間の比較可能性を高めること」、「中小企業の財務諸表の全体的な信頼性を高めること」、「国内ベースの基準の維持に伴う相当のコストを削減すること」、「資金調達の際の信用供与」をあげ、国境を越えて資金調達をする際にも有効であるとしている(IASB [2009a], 榎部 [2016], pp.76-77)。

概念フレームワークでは、「財務諸表の質的特性」に基本的特性と副次的特性の区別・制約条件の識別がない、継続企業の公準が述べられ

ていないなど、当時の full IFRS の概念フレームワークと多少の違いはあったものの、内容はほぼ同じであった(IASB [2009c], 榎部 [2016], pp.77-78)。しかし、概念フレームワークが full IFRS とほぼ同じであり、最小限のクロスレファレンス(相互参照)を行うにもかかわらず、IASB は IFRS for SMEs (初版) を Stand-alone document (独立型文書・full IFRS からは独立したもの) であるとしており、実態とは矛盾した表現を用いている(IASB [2007c], 榎部 [2016], pp.14-16)。ここから、2001年にIASBが創設された際の定款事項「高品質で、理解可能、かつ強制力のある単一で一組の国際的な会計基準を開発すること」、「各国の国内会計基準と国際会計基準を高品質でコンバージェンスさせること」に沿うように策定されたものであることが指摘できる(IASCF [2010], 榎部 [2016], p.45)。

その後 1 回目の改訂作業が実施され、2015年に改訂版 IFRS for SMEs が公表されている。改訂版 IFRS for SMEs の主たる改訂内容は、IFRS for SMEs の Section 29 (法人所得税) と full IFRS の IAS 第 12 号 (法人所得税) とを整合させることであった(IASB [2015], 榎部 [2019], pp.48-49)。

2. 2 回目の改訂作業

2 回目の改訂作業は、2019年から改訂の審議が始まり、2020年に Request for Information, Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard (情報の要請・包括的レビュー。以下、RfI) が公表され、コメントレターの募集等が行われている。IFRS for SMEs の 2 回目の改訂作業の経緯を示したものが以下の図表 1 である。

図表 1 IFRS for SMEs の 2 回目の改訂作業の経緯

日時	作業	作業の具体的内容
2019年2月	審議の開始	
2020年1月	Request for Information Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard ; 情報の要請・包括的レビューの公表 (コメントレターの募集)	Rfi は 1 月 29 日に公表されている。コメントレター募集期間は 2020 年 10 月 27 日まで。
2020年1月～ 2020年12月	Rfi のコメントレターの Feedback オンライン調査の実施 ユーザー調査の実施	77 通 (66 通) のコメントレターをもとに Feedback。
2020年12月～	Decide Project Direction ; 方向性の決定	アジェンダペーパー等により集計結果を公表。
2021年3月		2021 年 3 月の理事会では、Rfi の Feedback と SME Implementation Group (SME 導入グループ。以下 SMEIG) の提言に基づき、包括的レビューの第 2 段階におけるプロジェクトの方向性を決定。
2022年9月	Exposure Draft ; 公開草案の公表	2022 年 9 月公開草案の公表。 公開草案のコメントレター募集期間は 2023 年 3 月 7 日まで。
2022年9月～ 2023年6月	公開草案の Feedback	コメントレター分析結果を順次アジェンダペーパーにて公表。
2024年9月3日	改訂版完成へ向けた会議の実施	具体的な改訂項目の確認。
2024年9月17日	修正案の検討	Section7 のキャッシュ・フロー計算書の修正案と Section30 の外貨換算の修正案が決定。
2024年10月	Sweep issues の指摘と審議	Section19.13 と Section19.23B における条件付き対価 (Contingent consideration) に対する過度な労力または費用の免除の適用, Section 5.11 の費用の性質別または機能別の分類の修正についての審議。
2025年第一四半期を期限として (予定)	IFRS for SMEs の改訂版公表	公表予定。

出所 IASB [2019], IASB [2021a], IASB [2021b], IASB [2021c], IASB [2021d], IASB [2024b], IASB [2024c], IASB [2024d], 櫛部 [2024], 27 頁, 図表 1 をもとに筆者加筆修正。

IASB はこれらの作業の中で「アラインメント・アプローチについて」の質問をし、直接的に full IFRS と整合させるべきかどうかの意見を求めている。

IASB によるこれらのコメントレター集計結果の公表においては、「概ね賛成している」等の表現が用いられ、具体的な数値が示されていない⁽³⁾。

しかし、筆者のコメントレター分析の結果、少数ではあるが、今回のアラインメント・アプローチに関しては、明確な反対意見も出されている（IASB [2020b]）。

例えば、RfIにおいて、マレーシアの会計基準設定主体（CL番号27119・適用国）からは、「基本的にアラインメント・アプローチに反対である。このアプローチは、IFRS for SMEsの本来の策定方法である簡素化・除外という方法を妨げるものとなる。そもそも IFRS for SMEs は簡素化を目指したものであって、full IFRS との統一化を目指したものではない。」との意見が出されている。また、ブラジルのシンクタンク（CL番号27060・適用国）からは、「IFRS for SMEsのアラインメント・アプローチは、会計士の仕事を容易にする効果があるが、これには賛成し難い。なぜなら、SME（中小企業）は単なる大企業の縮小版ではないからである。」との指摘がなされている。スリランカの公認会計士協会（CL番号27056・適用国）

は、「情報の提供対象が違うにもかかわらず、アラインメント・アプローチを適用するのはおかしい。」と指摘している。さらに中国の中国財政部（CL番号26977・非適用国）からも、「SMEの財務報告書の利用者は、税務当局、銀行、債権者などに限られており、SMEでは会計コストを負担する能力も限られている。したがって、経済環境、税制、法制度、準備状況、各国の会計技術的能力といった主要な要因を十分に考慮した上で、IFRS for SMEsを策定すべきである。」と、IFRS for SMEs初版策定当初の策定趣旨を指摘した意見がなされている。（下線は筆者）

このRfI（パートA・G1A）における筆者のコメントレター分析の結果、賛成45通、どちらともいえない7通、反対5通、コメントが閲覧できない等9通となっており、上記の5通の反対意見をまとめたものが、以下の図表2となる（IASB [2020b], 櫛部 [2024], pp.31-32）。

図表2 RfIパートA・G1Aアラインメント・アプローチの維持についての反対意見

CL番号	適用国/ 非適用国	国	機関	反対意見の内容
27119	適用国	マレーシア	会計基準設定主体	IFRS for SMEsの本来の策定方法である簡素化・除外という方法を妨げるものとなる。
27060	適用国	ブラジル	シンクタンク	アラインメント・アプローチは、会計士の仕事を容易にする効果があるが、これには賛成し難い。
27056	適用国	スリランカ	公認会計士協会	情報提供対象が違うにもかかわらず、アラインメント・アプローチを適用するのはおかしい。
27036	非適用国	スウェーデン	金融機関協会	現行の基準でうまくいっている。アラインメント・アプローチを適用する必要はない。
26977	非適用国	中国	中国財政部	SMEの財務報告書の利用者は、限られており、会計コストを負担する能力も限られている。したがって、経済環境など主要な要因を十分に考慮した上で、IFRS for SMEsを策定すべきである。

出所 IASB [2020b] をもとに筆者作成。

公開草案においても、スリランカの公認会計士協会（CL 番号 66・適用国）からは「IFRS for SMEsの利用者層は、full IFRSとは異なるため、アラインメント・アプローチは必ずしも適切とはいえない。」との意見が出されている（IASB [2023]）。（下線は筆者）

この公開草案の質問 2 (1) における筆者のコメントレター分析の結果、賛成 44 通、どちらともいえない 1 通、反対 5 通、コメントが閲覧できない等 20 通となっており、この 5 通の反対意見をまとめたものが、以下の図表 3 となる（IASB [2023]，櫛部 [2024]，pp.33-34）。

RfI も公開草案も反対意見数が非常に少ないが、IFRS for SMEs の策定趣旨を考慮すれば、これらの反対意見は、適切であり重要な指摘である。

しかし IASB は、大多数がアラインメント・アプローチに賛成しているとして、アラインメントを反映した 2 回目の改訂版策定へと動いている（IASB [2022]，IASB [2024b]，櫛部

[2024]，pp.37-38）。

この大多数がアラインメント・アプローチに賛成していると IASB が結論づけている点やコメントレターの集計方法については、甚だ疑問がある。

例えば、筆者のコメントレター分析の結果、RfI の G1A のコメントレターについては、受け取った 66 通のうち 9 通が不明（内容が不明確もしくはファイルを開くことができない・閲覧不可能）であり、公開草案の質問 2 (1) については受け取った 70 通のうち 20 通が不明（内容が不明確もしくはファイルを開くことができない・閲覧不可能）であることが明らかとなった（IASB [2020b]，IASB [2023]，櫛部 [2024]，pp.31-34）。IASB は、これらの不明なコメントを控除したうえでの賛成割合を算出しているものと思われるが、これらのコメントの内容が公開されておらず、筆者もこれ以上追跡することができない。いわゆる、ブラックボックスが存在する中での決定であるといえよう。

図表 3 公開草案 質問 2(1)2018 年の概念フレームワークと IFRS for SMEs Section 2 を整合させることについての反対意見

CL 番号	適用国/ 非適用国	国	機 関	反対意見の内容
19	適用国	アフリカ (ケニア・ウガン ダ・タンザニア)	会計事務所	非常に分量が多くなる。
29	非適用国	ジンバブエ	会計基準設定主体	全く同じ基準となれば、財務諸表の作成者および利用者に混乱が生じる可能性がある。
49	適用国	アイルランド	公認会計士協会	非常に分量が多くなり SME には不便となる。
62	適用国	ケニア	公認会計士協会	非常に分量が多くなり SME には不便となる。
66	適用国	スリランカ	公認会計士協会	IFRS for SMEs の利用者層は、full IFRS とは異なるため、アラインメント・アプローチは必ずしも適切ではない。

出所 IASB [2023] をもとに筆者作成。

2024年9月17日の会議において、Section7のキャッシュ・フロー計算書の修正案とSection30の外貨換算の修正案が決定した。これに関してはIASBのボードメンバー14名全員がこの決定に同意し、十分な協議と分析を行ったとしている（IASB[2024b], IASB® Update September 2024）。

さらに、2024年10月の会議において、以下の2点がSweep issuesとして指摘され、審議されている。Section19.13とSection19.23Bにおける条件付き対価（Contingent consideration）に対する過度な労力または費用の免除の適用、Section 5.11の費用の性質別または機能別の分類の修正である（IASB [2024c]）。

これらに関しては、現在審議が行われており、2024年9月末に改訂版を公表するとしていた当初の予定からは遅れることとなっている。今後、細かい項目について審議が行われ、2025年第一四半期には改訂版が公表される予定である（IASB [2024d], Current stage）。

Ⅲ なぜこのような動きをみせるのか

IASBは、なぜアラインメント・アプローチを積極的に推進しているのだろうか。

その理由を明らかにするべく、まずは、この初版から1回目の改訂、2回目の改訂へと進むにつれて、生じた変化について検討する。

1. IFRS for SMEs 策定・改訂の経緯においてみられる変化

IFRS for SMEs 策定・改訂の経緯において、特徴的な変化がいくつかみられる。これらの変化を、内容の変化、策定方法の変化、コメントーターの変化、適用国の適用対象企業の変化の側面から検討し、IFRS for SMEs 自体に本質

的な変化が生じていることを明らかにする。

(1) 内容の変化

1回目の改訂版は2015年に公表されているが、大きな内容の変更はみられず、主に「法人所得税」と「のれん」の改訂がなされたに留まっている。

法人所得税では、繰延税金の認識及び測定に関し、IFRS for SMEs Section 29の主要原則をfull IFRSであるIAS第12号「法人所得税」と一致させる改訂が行われた。のれんについては、企業が無形資産の耐用年数の信頼性のある見積りを行うことができない場合、耐用年数は、10年に固定するのではなく、10年を超えてはならないとする改訂がなされた（IASB [2012], IASB [2015], 櫛部 [2019], pp.48-54）。

これに対し、2回目の改訂作業では、アラインメント・アプローチが登場し、多くの項目についてアラインメント（整合）が検討されている。RfIでは計16の項目について検討がなされ、積極的なfull IFRSとの整合が検討されている（IASB [2020a], 櫛部 [2024], pp.27-31）。

(2) 策定方法の変化

IFRS for SMEs（初版）の際には、トップダウン・アプローチを採用し、簡素化・除外の方針により策定をしていた。1回目の改訂の際には、full IFRSと整合させようとしている動きはみられるものの、明確にアラインメント（整合）させると述べることはなく、示唆する表現に留まっている。しかし、2回目の改訂においては、明確にアラインメント・アプローチを推奨する動きがある。

(3) コメントーターの変化

IFRS for SMEsの初版当時、討議資料・公

開草案・フィールドテストなどでのコメント募集を実施している。また、1回目の改訂では RfI と公開草案、2回目の改訂では RfI とオンライン調査やユーザー調査、公開草案でのコメ

ント募集がなされている。これらの回答を寄せたコメントーターの構成が、初版時、1回目改訂時、2回目改訂時と変化をしている。これらの変化を示したものが以下の図表 4 である。

図表 4 コメントーターの構成の変遷

初版 (討議資料)	機関（会計基準設定主体・国家機関 52%，公認会計士 33%，大学・学会関係 5%，企業・銀行 1%，その他・不明 9%） 国状（ヨーロッパ・オセアニア・アメリカ等が全体の 6 割以上を占める。南アフリカ・アジアにおける新興経済国・発展途上国と呼ばれる国々は、全体の約 1 割。）
初版 (公開草案)	機関（会計基準設定主体・国家機関 49%，公認会計士 22%，大学・学会関係 12%，その他・不明 16%） 国状（ヨーロッパ・オセアニア・アメリカ等が全体の 5 割以上を占める。南アフリカ・アジアにおける新興経済国・発展途上国と呼ばれる国々は、全体の 2 割弱。） なお、初版の際には、フランス・ドイツが参加。
1 回目改訂 (RfI)	機関（公認会計士 61%，会計基準設定主体 18%，金融機関 2%，アナリスト 4%，大学 6%，企業 6%，その他 4%） 適用国（適用国 29%，非適用国 53%，不明 18%） 国状（先進国 51%，新興経済国・発展途上国 31%，不明 19%）
1 回目改訂 (公開草案)	機関（公認会計士 63%，会計基準設定主体 32%，大学 4%，その他 2%） 適用国（適用国 25%，非適用国 74%，不明 2%） 国状（先進国 67%，新興経済国・発展途上国 31%，不明 2%）
2 回目改訂 (RfI)	機関（公認会計士 50%，会計基準設定主体 21%，個人 12%，経理担当者 9%，コンサルタント 8%） 適用国（適用国 58%，非適用国 24%，不明 18%） 国状（先進国 35%，新興経済国・発展途上国 55%，不明 11%）
2 回目改訂 (公開草案)	機関（公認会計士 57%，経理担当者 30%，学者・コンサルタント 10%，会計基準設定主体 3%） 適用国（適用国 46%，非適用国 29%，不明 26%） 国状（先進国 33%，新興経済国・発展途上国 52%，不明 15%）

※小数点以下四捨五入をしておらず必ずしも合計が 100%にはならない。

出所 IASB [2004], IASB [2007b], IASB [2013b], IASB [2014], IASB [2020b], IASB [2023], 櫛部 [2016], pp.25-27, 櫛部 [2019], pp.49-52, 櫛部 [2024], pp.31-34 をもとに筆者作成。

これらの変遷をみると、初版策定の際には、適用対象ではないヨーロッパ・アメリカを中心とするコメントーターが 6 割以上を占め、適用国ではない先進国の会計基準設定主体の意見を反映して策定され、1回目の改訂では先進国の公認会計士に関する組織の意見を中心と

して改訂されたことがわかる。

次に今回の 2 回目の改訂では、適用国である新興経済国・発展途上国の公認会計士に関する組織の意見が多く寄せられ、適用国の公認会計士に関する組織が今回のアラインメント・アプローチに賛成している傾向が明らかと

なっている。

(4) 適用国の適用対象企業の変化

IFRS for SMEs（初版）の際には、適用対象企業は、新興経済国・発展途上国の非上場企業であり、量的基準ではなく質的基準で決められていた。しかし、IASB [2024a]によれば、必ずしも非上場企業であるということが適用の基準となっていない実態が明らかとなっている。

例えばエチオピアでは、中小企業を定義する基準（エチオピア会計監査委員会・Accounting and Auditing Board of Ethiopia⁽⁴⁾の基準）に当てはまれば、IFRS for SMEsを適用することが求められる。この基準は、質的基準ではなく従業員数や総資産額など量的基準で規定されている（IASB [2024a]）。

またペルーでは、総資産額または純利益額が約400万米ドル未満のすべての企業が、IFRS for SMEsを適用することを許可されている（IASB [2024a]）。

つまり質的基準ではなく量的基準で適用対象企業を決定しており、「非上場企業であるからIFRS for SMEsを適用する」ということが必ずしも求められていないことがわかる。

2. IFRS for SMEsの本質的な変化

IFRS for SMEsの策定・改訂の経緯にみられる変化の一つとして、適用国が適用対象企業を質的基準ではなく、売上高・純資産額などの量的基準で決めている実態が挙げられる。ここから、上場している中小企業がIFRS for SMEsを適用している可能性を否定できない。つまり当初は、非上場企業が適用対象であったが、これが変化している可能性が高いといえよう。

2回目の改訂のコメントレターにおいて、適用国の公認会計士に関係する組織からの賛成

のコメント割合が高いことから、この適用対象企業の変化を指摘できる。

適用対象企業が変化しているということは、その情報の利用者も変化していることが予想される。つまり、上場企業と同様の情報を提供することが求められるようになり、IFRS for SMEsに本質的な変化が生じているといえよう。

このような動きの中で、非上場企業の情報利用者に有用な情報を提供することが可能であるのか、甚だ疑問が生じるところである。

IV 非上場企業に求められる財務業績とは

IFRS for SMEsは当初は非上場企業を適用対象としていたが、2回の改訂を経て上場企業と同じ情報を提供するものへと変化し、非上場企業対象とは言い難い内容となり、本質的な変化を遂げていることを上述にて指摘した。

しかし、この2回の改訂を経ても変化していない会計処理の一つに、のれんの償却がある。full IFRSでは、のれんに減損処理を適用しているが、IFRS for SMEsではのれんを償却している。また2回の改訂で、減損へと改訂が検討・議論された形跡はない。

そこで、なぜのれんにはアラインメント・アプローチが適用されないのか、のれんの本質や信用供与の観点から、その理由を検討し、そのうえで非上場企業に求められる財務業績を明らかにしたい。

1. 非上場企業の会計情報の利用目的

非上場企業の会計情報は、様々な目的のために提供が求められる。例えば、資金調達の際の信用保証協会や金融機関への信用供与目的、取

引先などへの信用供与目的、事業承継・M&Aの際の情報提供目的、経営者が経営状況を把握する目的、納税目的等である。

非上場企業と上場企業の大きな違いの一つは、資金調達の方法である。金融機関から借入れをすることが主な資金調達方法である非上場企業にとって、「信用保証協会や金融機関への信用供与」ということが、上場企業に比べてより重要な意味を持つといえよう。

そこで以下においては、「信用保証協会や金融機関への信用供与目的」に論点を絞り、非上場企業に求められる財務業績を検討する。

2. 信用保証協会や金融機関への信用供与目的

非上場企業は、借入れの際、信用保証協会や金融機関への信用供与のために会計情報を提供する。これは、信用保証協会や金融機関との情報の非対称性を解消するためである。

具体的には、金融機関は、定量的な要因として、借入金の金額・売掛金残高・資金繰り・退職給付引当金の有無・貸倒引当金の有無、減価償却・償却実施の有無、資産の再評価の値の提示を求める。また、定性的な要因としては、Business Continuity Plan（事業継続計画）の有無・経営者の資質の有無、新規設備の投入の有無、不動産等の担保の有無などの情報の提示を求める（櫛部 [2015], pp.22-24, 櫛部・宗田 [2022], pp.42-45, 櫛部・宗田 [2024], pp.55-61）。

各金融機関は、独自のスコアリング手法を用いて、融資判断を行っている。そのスコアリング作業の中で、提示された非上場企業の会計情報をもとに、固定資産に関しては減価償却・償却をしていなければ、金融機関自ら減価償却・償却をやり直し、適正な評価や費用計上を行う。またすでに借入金や支払利息がある場合に

は、その金額に応じて支払スケジュールの見直しを促し、これに非上場企業が応じるかどうかで融資判断を行う（櫛部 [2015], pp.22-24）。

3. 信用供与における償却・減価償却の貢献の検討⁵⁾

金融機関では、融資判断のスコアリングの際に、償却・減価償却が行われていなければやり直す。そこで、この償却・減価償却の実施が、信用供与においてどのような意味を持つのかを検討する。

無形・有形固定資産には、これらに対して投下した資本が存在しており、この投下資本を回収するために、企業は償却・減価償却をする。これにより計上される償却費・減価償却費は、利益配当の観点から考えれば、利益の計算上マイナスの項目となり、その分、企業は財産を内部に留保できることとなる。この内部留保された財産は、返済や新規設備投資に充てるなど、自由に利用できる財産として企業が保有することとなるのである。

では、財産を内部留保しているということが、信用供与の観点から有利であるのかどうかを3つの視点から検討する。

まずは、財産を内部留保していることが信用力の向上に繋がる点である。財産を内部に留保しており、その金額が大きい企業は、財務基盤が安定していると評価される。これは、外部からの信用を得やすくなり、銀行や他の金融機関からの融資を受ける際に有利に働くこととなる。上場企業のように公正な市場の株価がない非上場企業では、財務の健全性を示す指標として、財産の内部留保が特に重視される。

次に、財産を内部留保しているということが資金調達コストの低減にも繋がる点である。財産を内部に留保しており、その金額が大きい企業は、自己資金が豊富にあるとみなされ、金融

機関も低金利での融資を認めることとなる。これとは反対に、内部留保されている財産の金額が少なければ、金融機関は回収可能性を鑑み高金利の融資を求めることとなる。これは、非上場企業にとって特に重要なことであり、自己資金の充実が企業の将来の成長に大きな影響を与えることとなるといえよう。

さらに、財産を内部に留保しており、その金額が大きい企業は、短期的な資金繰りに困ることが少なくなる点である。資金繰りが安定し、経営の安定性が確保されるのである。特に非上場企業では、資金調達の方法が限られているため、財産の内部留保額が多いことは、予期しない資金の需要にも柔軟に対応できることとなる。

これらの点からも、財産を企業内部に留保しているということが、信用供与において有利に働く結果となるといえよう。

4. IFRS for SMEs におけるのれんの償却の意義

IFRS for SMEs の会計処理の特徴の一つに、

のれんについては減損処理を適用せず、償却を要請していることが挙げられる。

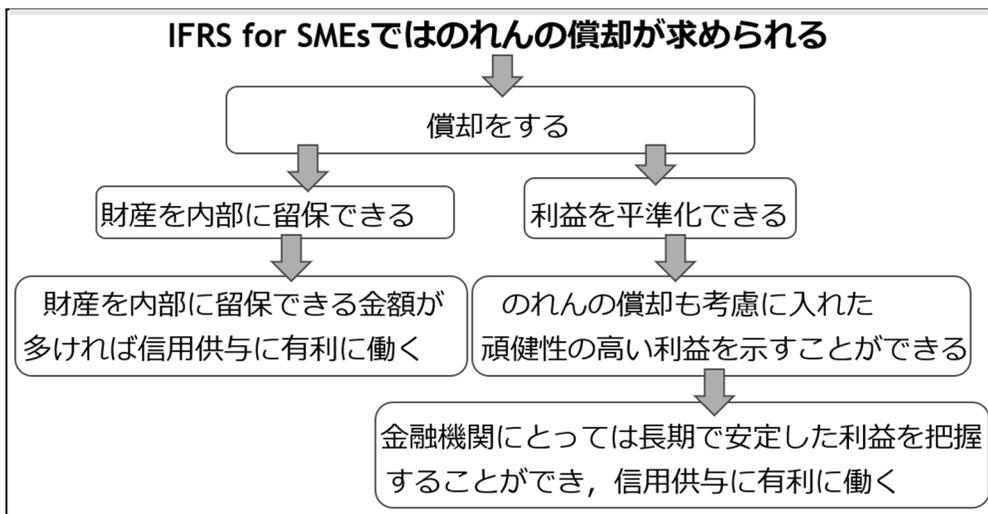
そこで、こののれんの償却が信用供与にどのように貢献するのかを検討した結果を、以下の図表 5 に示す。

のれんの償却は財産の内部留保に繋がるということの他に、償却をすることにより利益を平準化し、より頑健性の高い利益^⑥を示すことができるということも貢献として挙げられる。

金融機関は、融資先の長期的に安定した利益の把握を重視しており、安定した元本と利息回収を念頭に入れている。そこで、頑健性の高い利益を示すことも信用供与において有利に働くこととなる。

上場企業であっても非上場企業であっても信用供与の視点では、のれんの償却が一定の貢献をしているといえるが、信用供与により金融機関等から融資を受けることが主たる資金調達方法である非上場企業にとって、より重要な意味を持つといえよう。つまりのれんの償却は財産の内部留保に繋がり、利益を平準化し、信用供与に貢献するのである。

図表 5 信用供与におけるのれんの償却の貢献



出所 筆者作成。

5. IFRS for SMEs と full IFRS におけるのれんの違い

IFRS for SMEs と full IFRS ののれんの会計処理には違いがあるが、この理由として、そもそも両者で定義されているのれんに根本的な違いがあることが指摘できる (IASB [2015], Section18, Intangible Assets other than Goodwill, IASB [2024e])。

IFRS for SMEs では、企業結合に伴う識別可能な無形資産の識別が要求されていない⁽⁷⁾。

識別可能な無形資産とは、識別しなければのれんに含まれる無形資産であり、企業結合の際に被取得企業の財務諸表において認識されていない無形資産のことである。full IFRS では、この識別が要請されているため、「識別可能な無形資産」と「コアのれん」の両者が認識され、前者には償却、後者には減損が適用されることとなる。しかし、IFRS for SMEs ではこの識別はなされず、全額がのれんとして計上され、償却が要請されることとなる。

full IFRS ののれんは減損、IFRS for SMEs ののれんは償却と単純に会計処理が違うだけでなく、full IFRS ののれんと IFRS for SMEs ののれんは、内容が異なるものであることが指摘できる。

ではなぜ IFRS for SMEs では、企業結合に伴う識別可能な無形資産の識別が要求されていないのであろうか。これについては、この識別作業自体に過大なコストや手間がかかり、このコストを IFRS for SMEs の適用企業が負担することが難しいことが理由として考えられる。これらの識別を専門にする事業体は、主に先進国の Kroll Inc.⁽⁸⁾や FTI Consulting⁽⁹⁾や Duff & Phelps⁽¹⁰⁾などに代表されるリスクコンサルティング・バックグラウンド調査会社や、いわゆる BIG4 といわれる監査法人などである。新興経済国・発展途上国を中心とする IFRS

for SMEs の適用国の適用企業が、過大な費用・労力を負い、この識別を実施することは現実的には難しいと考えられる。

現行の IFRS for SMEs では、償却・減損と両者を分けて会計処理をする労力・コストの問題は起きずに、のれんを償却するという処理で統一されている。

IASB が、信用供与ということをどこまで念頭に入れて、識別可能な無形資産の識別をせず、のれんの償却を要請したのかは定かではないが、結果として、IFRS for SMEs ののれんの償却は、信用供与において一定の貢献をしているといえよう。

6. 非上場企業に求められる財務業績 (信用供与の際)⁽¹¹⁾

金融機関は、融資判断の際に元本・利息の回収が滞りなく行われるかどうかを最重要項目としている。つまり数年後の来るべき回収期限日において、回収が完了するかどうかを重視しているのである。每期安定した利益を計上し続け、返済原資を維持し続け、返済を滞りなく完了することが、借り入れを行う企業には求められるのである。

では、金融機関は非上場企業が提示する会計情報の何から、回収可能性を判断するのであろうか。

金融機関ではスコアリングの際に、過去の借り入れの金額や返済額、支払利息の支払い額などを融資判断の一つとして用いている。この金額が大きければ、支払い計画の再検討を促す。うまく再検討が実施された場合には融資が実行されるが、支払利息の金額が大きく再検討が実施できない場合には融資は実行されない。このような実態から、過去の借入金の支払利息の金額が重視されることがわかる。

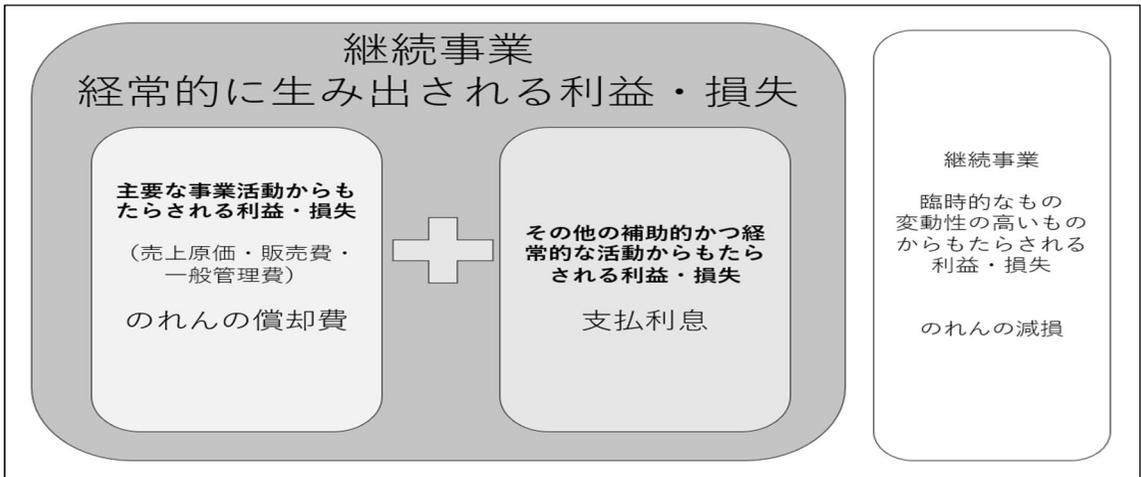
そこで、信用供与の際には、「臨時的なもの

や変動性の高いものからもたらされる利益・損失」を排除した「継続事業から生み出される経常的な利益・損失の値」が要求されるものと考えられる。

経常的な利益・損失とは、「主要な事業活動からもたらされる利益・損失」と「その他の補助的かつ経常的な活動からもたらされる利

益・損失」を合わせたものである。「主要な事業活動からもたらされる利益・損失」の算出にはのれんの償却費が含まれ、「その他の補助的かつ経常的な活動からもたらされる利益・損失」の算出には、過去の借入金の支払利息が含まれることとなる。

図表 6 非上場企業に求められる財務業績(信用供与の際)



出所 筆者作成。

では、「継続事業から生み出される経常的な利益・損失の値」から、金融機関はどのように融資判断をするのかを、以下にて説明する。

まずは、金融機関は企業の安定性と持続可能性をこの利益(損失)の値から判断する。経常的な利益(損失)は、企業の通常の経済活動から得られる収益を反映しており、一時的な要因に左右されにくいという特徴がある。金融機関は、融資判断の際には、企業が長期的に安定した利益を計上し続けることができるかどうかを評価し、経常的な利益が安定していれば、企業が長期にわたって持続可能であると判断するのである。

また、経常的な利益から借入金の返済能力の評価も行う。上述のように、経常的な利益・損

失には支払利息も含まれているため、企業がどれだけの負債を抱え、その利息の支払いができていのかどうか、どの程度の負担になっているのかどうか明瞭に示される。つまり、経常的な利益が充分であれば、企業が利息支払いを含む全体的な負担を負いながらも利益をあげていることを示していることとなり、金融機関から高く評価されることとなるのである。

7. 上場企業と非上場企業の「経常的な利益を計上し続ける」意義の相違

上場企業と非上場企業では、情報の利用者の利用目的が異なる。上場企業における財務業績は、資本市場における投資意思決定に有用な情

報であり、非上場企業では、融資の場における回収可能性の判断に有用な情報が求められることとなる。上述において、非上場企業は、資金調達の際には返済能力を問われ、経常的な安定した利益を計上し続け、財産を企業内に内部留保することが求められることを説明した。

非上場企業は、経常的な安定した利益を毎期計上し続け、純資産簿価を増加させることにより返済原資を増やし、返済能力を向上させることが求められることとなる。これに対し上場企業では、同じく経常的な安定した利益を計上し続け、純資産簿価を増加させることにより企業価値を高めることが求められることとなる。

上場企業では純資産簿価が、将来の収益性と併せて用いられ、投資家が企業の価値を判断するための一つの要因として重要視されている。これに対し、非上場企業では、純資産簿価は金融機関や信用機関が企業の財務状況を評価するための基本的な情報となる。

上場企業も非上場企業も「経常的な安定した利益を計上し続け、結果として純資産簿価を増加させる」ということが求められているが、情報の利用者の利用目的が異なり、意義が異なるといえよう。

V おわりに

本稿では、IFRS for SMEs の 2 回目の改訂について考察した。今回の改訂ではアラインメント・アプローチが提唱され、full IFRS と整合させる動きがみられるが、のれんの償却に関しては、「償却をしない」、「減損処理を適用する」という議論は、今のところなされていない。この理由の一つに、IFRS for SMEs と full IFRS ののれんが本質的に異なることが挙げられる。そもそも本質的に異なるものに、同じ会計処理を要請すること自体のハードルが高い

といえよう。

それに加えて、のれんの償却が、非上場企業の資金調達の際に最も重要となる「信用供与」に一定の貢献があることも指摘した。非上場企業に求められる財務業績を検討したが、信用供与の際には、貸す側としては、回収できるかどうかことが最重要項目となる。その際には継続事業からもたらされる経常的に生み出される利益・損失の値が、融資判断の基礎となる。この値の中には、のれんの償却費も当然含まれることとなる。

情報利用者の立場から求められる上場企業と非上場企業の財務業績の相違については、同じように経常的な安定した利益を計上し続け、純資産簿価の増加をはかることが求められてはいるが、情報の利用目的が異なり、意義が異なることを指摘した。上場企業では純資産簿価が企業価値を判断するための情報となり、非上場企業では、純資産簿価が返済能力をはかる情報となるのである。

本稿で指摘をしたように、IFRS for SMEs の適用対象企業が変化し、情報の利用者も変化し、IFRS for SMEs 自体に本質的な変化が生じている可能性がある状況において、アラインメントされる項目が、今後さらに増える可能性を否定できない。今後、もしのれんの償却に関するアラインメントが進み、減損が求められるような動きがあるとするならば、「非上場企業の信用供与の際に有効である」という策定目的は薄れ、IFRS for SMEs はもはや非上場企業向けの会計基準とは言い難いものとなっていくといえよう。

注

- (1) IFRS for SMEs (第3版) が 2025 年 2 月に公表された。本稿は、第3版としての基準化前の 2024 年 9 月における統一論題報告に基づく論稿であるため、基準化された内容については検

討の対象外としている。

- (2) ここでの概念フレームワークは1989年度版概念フレームワークをさす。
- (3) 賛成意見の集計・分析については櫛部 [2024] をご参照ください。
- (4) Accounting and Auditing Board of Ethiopia (AABE). Website.
- (5) 金融機関等の融資判断やスコアリングの実態、非上場企業における償却・減価償却の意義については、櫛部 [2015], 櫛部・宗田 [2018], 櫛部・宗田 [2022], 櫛部・宗田 [2024] をご参照ください。
- (6) ここでの頑健性とは、企業の収益が持続的で、将来的に安定した利益を生み出す可能性が高いことを意味する。
- (7) ブルース・マッケンジー他著・河崎監訳 [2011], p.96 においても同様の指摘がなされている。
- (8) Kroll Inc. Website.
- (9) FTI Consulting. Website.
- (10) Duff & Phelps. Website.
- (11) 金融機関における融資判断の判断基準や融資の実態等については、櫛部 [2015], 櫛部・宗田 [2022], 櫛部・宗田 [2024] をご参照ください。

参考文献

Accounting and Auditing Board of Ethiopia (AABE).
<http://aabe.gov.et/>

(最終閲覧日は2024年11月26日)

ブルース・マッケンジー他著, 河崎照行監訳 [2011]
『シンプルIFRS』中央経済社。

Duff & Phelps.

<https://www.duffandphelps.com/>

(最終閲覧日は2024年11月26日)

FTI Consulting.

<https://www.fticonsulting.com/>

(最終閲覧日は2024年11月26日)

IASB (International Accounting Standards Board)
[2004], *Comment Letter Index - Discussion Paper Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities*.

<https://www.ifrs.org/projects/archive-comment-letters/>

(最終閲覧日は2024年11月26日)

IASB [2007a], *Press Release, IASB publishes draft IFRS for SMEs*.

<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/CFC99B13-BF3C-4B71-AEF8-5B2960C16C2C/0/PRonSMEsED15Feb07.pdf>

(最終閲覧日は2016年3月15日)

IASB [2007b], *Comment Letters*, February 2007.

<http://www.ifrs.org/IASCFCMS/Templates/Proj>

<ect/LetterList.aspx?NRMODE=Published&NRNODEGUID=%7bAC7A0F18-3596-4889-BB30-A9E3D7B56B88%7d&NRORIGINALURL=%2fIFRS%2bfor%2bSMEs%2fhistroy%2fed0207%2fComment%2bLetters%2fComment%2bLetters%2ehtm&NRCACHEHINT=Guest>

(最終閲覧日は2016年3月15日)

IASB [2007c], *Exposure Draft of A Proposed IFRS for SMEs*.

<https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2009/ifrs-for-smes-standard/exposure-draft-ifrs-for-smes/>

(最終閲覧日は2024年11月26日)

IASB [2007d], *Press Release, IASB launches field tests of SME exposure draft*.

<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/B60A8709-0388-4B3A-8865-6A8081481D87/0/PRonSMEfieldtests.pdf>

(最終閲覧日は2016年3月15日)

IASB [2009a], *Full Project Summary*.

<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/3A0A908B-E521-45AA-BBAB-ADB3924AE2EB/0/0906SMEPprojectUpdate.pdf>

(最終閲覧日は2016年3月15日)

IASB [2009b], *IFRS for SMEs Fact Sheet*.

<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/FBAE7BA8-8B32-43F8-AE3C-D4DA92D046C6/0/IFRSforSMFactsheet2.pdf>

(最終閲覧日は2016年3月15日)

IASB [2009c], *IFRS for SMEs*.

<http://eifrs.ifrs.org/eifrs/sme/en/IFRSforSMEs2009.pdf>

(最終閲覧日は2016年3月15日)

IASB [2012], *Request for Information, Comprehensive review of the IFRS for SMEs*.

<https://www.ifrs.org/-/media/project/2015-comprehensive-review-of-ifrs-for-smes/request-for-information/published-documents/request-for-information-ifrs-for-smes.pdf>

(最終閲覧日は2019年2月21日)

IASB [2013a], *SMEIG Agenda ref 2, Comprehensive review of the IFRS for SMEs, Issues in the Request for Information (RFI)*, 4-5 February 2013.

<http://archive.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/Other%20Meeting/2013/January/SMEIG-Feb-2013-AP2.pdf>

(最終閲覧日は2019年2月21日)

IASB [2013b], *Comment letters*.

<http://archive.ifrs.org/IFRS-for-SMEs/comment-letter/Pages/Home.aspx>

(最終閲覧日は2019年2月21日)

IASB [2014], *Comment letters*.

<http://archive.ifrs.org/IFRS-for-SMEs/ED-Octob>

- er-2013/Pages/Comment-letters.aspx
(最終閲覧日は2019年2月21日)
- IASB [2015], *IFRS for SMEs*.
<https://iacsa.co.za/wp-content/uploads/2019/01/IFRS-for-SMES-2015.pdf>
(最終閲覧日は2019年2月21日)
- IASB [2019], *Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Accounting Standard, project-history*.
<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/2019-comprehensive-review-of-the-ifrs-for-smes-standard/#project-history>
(最終閲覧日は2023年11月6日)
- IASB [2020a], *Request for Information, Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard*, January 2020.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/2019-comprehensive-review-of-the-ifrs-for-smes-standard/request-for-information-comprehensive-review-of-the-ifrs-for-smes-standard.pdf>
(最終閲覧日は2023年11月6日)
- IASB [2020b], *Request for Information and comment letters: Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard, VIEW THE COMMENT LETTERS*.
<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/2019-comprehensive-review-of-the-ifrs-for-smes-standard/request-for-information/#view-the-comment-letters>
(最終閲覧日は2023年11月6日)
- IASB [2021a], *SMEIG Agenda ref 1, SME Implementation Group meeting, Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs@ Standard, Cover paper*, February 2021.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/february/sme-implementation-group/ap1-smeig-cover-paper.pdf>
(最終閲覧日は2023年11月6日)
- IASB [2021b], *SMEIG Agenda Paper 3, SME Implementation Group meeting, Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard, Online survey feedback summary*, February 2021.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/february/sme-implementation-group/ap3-online-survey-summary.pdf>
(最終閲覧日は2023年11月6日)
- IASB [2021c], *SMEIG Agenda Paper 4, SME Implementation Group meeting, Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard, Outreach feedback summary*, February 2021.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/february/sme-implementation-group/ap4-outreach-summary.pdf>
(最終閲覧日は2023年11月6日)
- IASB [2021d], *SMEIG Agenda Paper 5, SME Implementation Group meeting, Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard, User survey and user interview feedback summary*, February 2021.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/february/sme-implementation-group/ap5-user-survey-and-interview-summary.pdf>
(最終閲覧日は2023年11月6日)
- IASB [2022], *Exposure Draft, Basis for Conclusions and Illustrative Financial Statements on Third edition of the IFRS for SMEs Accounting Standard*, September 2022.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/2019-comprehensive-review-of-the-ifrs-for-smes-standard/exposure-draft-2022/bc-ed-2022-1-iasb-ifrs-smes.pdf>
(最終閲覧日は2023年11月6日)
- IASB [2023], *Exposure Draft and comment letters: Third edition of the IFRS for SMEs Accounting Standard, VIEW THE COMMENT LETTERS*.
<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/2019-comprehensive-review-of-the-ifrs-for-smes-standard/exposure-draft-and-comment-letters/#view-the-comment-letters>
(最終閲覧日は2023年11月6日)
- IASB [2024a], *Who uses IFRS Accounting Standards?*
<https://www.ifrs.org/use-around-the-world/use-of-ifrs-standards-by-jurisdiction/>
(最終閲覧日は2024年11月26日)
- IASB [2024b], *Addendum to the Exposure Draft Third edition of the IFRS for SMEs Accounting Standard*.
<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/addendum-to-the-ed-third-edition-of-the-ifrs-for-smes>
(最終閲覧日は2024年11月26日)
- IASB [2024c], *Staff paper Agenda reference: Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs@ Accounting Standard Sweep issues*, 30 October 2024.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/october/iasb/ap30-ifrs-for-smes-sweep-issues.pdf>
(最終閲覧日は2024年11月26日)
- IASB [2024d], *Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Accounting Standard, IASB@ Update*, October 2024.
<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/2019-comprehensive-review-of-the-ifrs-for-smes-standard/>
(最終閲覧日は2024年11月26日)

IASB [2024e], *IFRS 3, Business Combinations*.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards/english/2024/issued/part-a/ifrs-3-business-combinations.pdf>

(最終閲覧日は2024年11月26日)

International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF) [2010], *constitution*.

<https://www.ifrs.org/-/media/feature/about-us/governance/constitution/constitution-2010.pdf>

(最終閲覧日は2016年3月15日)

河崎照行 [2010] 『『中小企業版 IFRS』の特質と導入の現状』『会計』第178巻第6号, 737-748頁。

Kroll Inc.

<https://www.kroll.com/>

(最終閲覧日は2024年11月26日)

櫛部幸子 [2015] 「我が国における『中小会計要領』の有用性と今後の適用可能性」『中小企業会計研究』中小企業会計学会, 第2015巻第1号, 16-27頁。

櫛部幸子 [2016] 『中小企業会計基準の課題と展望』同文館出版株式会社。

櫛部幸子 [2019] 「IFRS for SMEsの改訂に関する

一考察 -Section29 法人所得税を中心に-」『中小企業会計研究』中小企業会計学会, 第2019巻第5号, 46-58頁。

櫛部幸子 [2024] 「IFRS for SMEsの改訂に関する一考察: 情報の要請・包括レビュー, 公開草案のコメントレーター分析を中心に」『産業経理』第83巻第4号, 26-40頁。

櫛部幸子・宗田健一 [2018] 「減価償却再考: 中小会計要領の改定を視野に入れて」『産業経理』第77巻第4号, 96-107頁。

櫛部幸子・宗田健一 [2022] 「中小企業における資金情報作成の必要性-コロナ金融支援を受けた中小企業に対するアンケート調査の分析を基礎として-」『大阪学院大学商・経営学論集』第48巻第1号, 29-48頁。

櫛部幸子・宗田健一 [2024] 「税理士の支援が中小企業の資金調達と返済にあたる影響-コロナ禍・アフターコロナにおける税理士へのアンケート調査結果を基礎として-」『中小企業会計研究』中小企業会計学会, 第2024巻第10号, 50-63頁。